

契約書
重要事項説明書
個人情報の使用についての同意書
その他の書類

利用者： 様

事業者：社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション

**社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書**

「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」の必要事項の記入と捺印をもって「契約書」に示される契約の締結と「重要事項説明書」、「個人情報使用同意書」の同意を証明することとします。
尚、この証明書は、二部作成して事業者と利用者の双方で一部ずつ保管することとします。

契約締結日及び同意日

令和 年 月 日

事業者

所在地：長崎県長崎市上黒崎町2201番3号

名称：社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション

事業所番号： 4251180016

代表者： 日浦 剛 印

契約者及び同意者（利用者）

住所： _____

氏名： _____ 印

保証人（連帯保証人）

住所： _____

氏名： _____ 印

利用者との関係： _____

署名代行理由： 利用者が書字困難なため ・ その他

※ その他を選択した場合は、以下に理由のご記入をお願いいたします。

保証限度額

¥ _____

**社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション 契約書**

様（以下、「利用者」という）と、社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して提供する訪問リハビリテーションサービスにおいて必要な契約を結びます。

また、利用者を連帯保証する者（以下、「保証人」という）は、この契約書で示された内容の保証及び協力を行うこととして以下の契約を結ぶものとします。

なお、利用者、事業者、保証人は第1条第1号から第3号をそれぞれ満たすものとします。

(運営理念)

「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション」が提供する訪問リハビリテーションに関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、要介護状態や要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対して、要介護者等とご家族等の生活が豊かで有意義であるものとなるように、人を大切に思い、地域を大切に思って、人と人とのつながりを大切にした訪問リハビリテーションを提供することを運営理念とします。

(契約に関わる者)

第1条 契約に関わる者は、以下の各号に記載する者とします。

- (1) 事業者：社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション
- (2) 利用者：事業者が提供する訪問リハビリテーションを受ける者であって別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」へ利用者及び契約者として記載された者
- (3) 保証人：利用者の連帯保証をする者であって別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」へ保証人として記載された者

(契約の目的)

第2条 この契約書は、事業者が提供する訪問リハビリテーションについて、訪問リハビリテーションを提供する側とその提供を受ける側との双方が、法令を遵守してお互いに協力して信義を守り、誠実に義務を履行するために料金の支払い等の必要な約束事を契約の形をもって結ぶことを目的とします。

(契約期間)

第3条 契約期間は、別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」に示す「契約締結日及び同意日」から契約書の第8条、第10条、第13条、第14条、第15条に定められた契約解除及び契約終了までとします。

(保証人)

第4条 訪問リハビリテーションの利用に際して利用者は、以下の各号の要件を満たす保証人を立てることとします。

- (1) 民法で定める制限行為能力者で無い者。
- (2) 弁済ができる資力を有すること。
- 2 保証人は、利用者が契約上事業者に対して負担する債務の一切を保証限度額の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 保証人は、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合等の当事業所以外との手続きが必要な場合は、それが円滑に進行するように協力することとします。
- 4 保証人が、第4条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合や、事業者や事業者の職員に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の背信行為などの反社会的行為を行った場合には、事業者は、利用者及び保証人に対して適切な対応が可能な新たな保証人への変更を請求できます。
- 5 事業者は、保証人からの請求があったときには、保証人に対して事業者に対する利用料金の未払いや、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無、並びに損害を有する場合にこれらから発生した責務や残積に関する情報を提供します。
- 6 保証人と事業者は、事業者が提供する訪問リハビリテーションで発生する料金の二か月分以上の保証限度額を設定して、保証人は、その限度額を上限とした保証を行うこととします。

(協力義務)

第5条 利用者及び保証人は、事業者が利用者の訪問リハビリテーションの提供にあたって必要となることに対して可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(相談・苦情対応)

第6条 事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーション計画に位置づけた訪問リハビリテーション等に関する要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応を行います。

(料金)

第7条 事業者が提供する訪問リハビリテーションの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用は、別紙の重要事項説明書及び料金表に記載します。

- 2 利用者は、訪問リハビリテーションの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
- 3 事業者は、提供する訪問リハビリテーションの中で介護保険の適用を受けないものがある場合には、その訪問リハビリテーションの内容及び利用料金を利用者に説明を行い、同意を得た上で利用者が事業者にその利用料金を支払うものとします。その場合は、第14条に準じて取り決めを行います。
- 4 料金変更に伴う利用料金の支払いは、第8条第1項第1号に準じます。

(料金の変更)

第8条 事業者は、介護報酬改定や税率改定、食材費や流通費上昇による食事代及びその他の理由により利用料金の変更が生じる場合は、利用者に料金変更の通知を文書等により速やかに行います。これにより料金変更の承諾を得たものとします。

2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は事業者に対し申し出ること、その日をもってこの契約を解約することができます。(契約解除の申し出があった時点までの請求金額が発生します。)

(利用者の解除権)

第9条 利用者は事業者に対して、14日以上予告期間において申し出ることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間がない場合でもこの契約を解約することができます。

2 次の理由に該当した場合は、利用者は申し出ることにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

(事業者の解除権)

第10条 事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合は、30日間の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料やその他の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき。
※ 利用停止は、2ヵ月分の滞納が判明した時点で行います。従って、その時点での利用料金の請求及び支払い義務が発生いたします。
- (2) 利用者及びその家族が、事業者に対して法令違反や暴力、暴言、誹謗、中傷、耐えがたいハラスメントを行いその改善を事業者が利用者側に求めるにも関わらず改善が望めないと事業者が判断したとき。

(契約の終了)

第11条 以下の各号に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が、要介護認定において非該当となったとき。
- (2) 介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をして一定期間が経過したとき。
- (3) 第8条及び第9条に基づき、利用者が契約を解除したとき。
- (4) 第10条に基づき、事業者が契約を解除したとき。
- (5) 利用者が、死亡したとき。

(連携)

- 第 12 条** 事業者は、訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 通所系サービスや訪問系サービスへ移行する際に事業者は、他サービス事業者との連携をスムーズに行うため、利用者の心身の状況等の情報提供を行います。

(賠償責任)

- 第 13 条** 事業者は、訪問リハビリテーションの提供に伴う事故により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意の過失がない場合はこの限りではありません。
- 2 前項において、当該事故発生について利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額または免除することができます。とりわけ事業者は次の事由に該当する場合には損害賠償を免れます。
- (1) 利用者及びその家族又は保証人が、契約締結時にその疾患及び身体状況などの重要事項について故意にそれを告げず、または不実の告知を行ったことにより起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者及びその家族又は保証人が、サービス提供の為に必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにより起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化など、事業所の提供したサービスを原因としない事由により起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者及びその家族又は保証人が、事業所及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為により起因して損害が発生した場合。

(契約書に定めない事項についての取り決め)

- 第 14 条** 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、契約当事者が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

- 第 15 条** この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、当法人を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(契約完了について)

- 第 16 条** 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション契約書の内容の理解と同意が得られたことを証するご署名は、「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション署名及び捺印統合証明書」にご記入下さい。それをもって契約完了と致します。

社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者	社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション
所在地	長崎県長崎市上黒崎町2201番地3
連絡先	0959-25-0001 (介護老人保健施設 エスポアールそとめ 代表番号)
管理者	宮崎 隆義
事業内容	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供
介護保険指定番号	4251180016

2. サービス内容

計画的な医療的管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士等による生活機能の維持または向上を目的とした介護（介護予防）訪問リハビリテーションの提供。

※ 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を指します。

3. サービス提供地域

(1) サービス提供地域は、旧外海地区・三重地区・琴海地区の一部となります。

事業提供地域
《長崎市》 〈旧外海地区〉 池島町 神浦口福町 神浦上道德町 神浦下道德町 神浦江川町 神浦丸尾町 神浦北大中尾町 神浦上大中尾町 神浦下大中尾町 神浦扇山町 神浦夏井町 神浦向町 上大野町 下大野町 赤首町 西出津町 東出津町 新牧野町 上黒崎町 下黒崎町 永田町 〈三重地区〉 松崎町 檜山町 畦町 三重町 三重田町 三京町 京泊1丁目～3丁目 さくらの里1丁目～3丁目 畝刈町 豊洋台1丁目・2丁目 多以良町 鳴見町 鳴見台1丁目・2丁目 〈琴海地区〉 西海町

※ サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

営業時間	月曜日～土曜日 午前8:30 ～ 午後17:30
サービス提供時間	午前9:00 ～ 午後16:00
定休日	日曜日・お盆 (8/15) 年末年始 (12/31～1/3)

(3) 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計
医 師	1名	0名	1名
理 学 療 法 士 等	8名	0名	8名

※ 計画的な医療的管理を行っている医師は、利用者の主治医と当方の施設医の双方です。

※ 主治医からは、リスク管理等のために診療情報提供書を通じて利用者の状態を把握させていただきます。

※ 施設医は、利用者の状態の把握のために定期的にご利用者を訪問いたします。

※ 職員体制は、職員の勤務状況で変更される場合があります。その場合に事業者の事業運営に必要とされる基準人員数を下回ることはありません。その変更は、ご利用者への通知は有りません。

4. 相談・苦情対応

事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーション計画に位置づけた訪問リハビリテーション等に関する要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応を行います。

5. 事業者の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

法 人 名 : 社会福祉法人 日浦会

事 業 者 : 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション

担 当 者 : 深堀 圭一郎

受 付 時 間 : 平日 8:30 ~ 17:30

受 付 電 話 番 号 : 0959-25-0001 (エスポアールそとめ代表番号)

6. 行政の苦情及び相談窓口

長崎市 介護保険相談窓口	○介護予防サービスに関すること 《長崎市介護保険課》 所在地：長崎市桜町2番22号 電話番号 095-829-1163 FAX番号 095-829-1250 対応時間 8時45分～17時30分（土・日・祝日を除く）
	○介護予防・生活支援サービスに関すること 《長崎市高齢者すこやか支援課》 所在地：長崎市桜町2番22号 電話番号 095-829-1146 FAX番号 095-829-1228 対応時間 8時45分～17時30分（土・日・祝日を除く）
長崎県 国民健康保険団体連合	所在地 長崎市今博多町8番2号 電話番号 095-826-1599 FAX番号 095-826-7325 対応時間 9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）
長崎県 長寿社会課	所在地 長崎市尾上町3番1号 電話番号 095-895-2431 FAX番号 095-895-2576 対応時間 9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

7. 守秘義務

- (1) 事業者及びサービス従事者は、訪問リハビリテーションを提供する上で知り得たお客様の及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者に関わる他事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合に利用者又はそのご家族等の個人情報を用いることがあります。その基本的な考え、目的については別紙「個人情報使用同意書」に記載します。

8. 利用料金

- (1) 訪問リハビリテーションの提供に伴う利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
 - ① 利用料金の詳細は、第8条第1項に準じて、当重要事項説明書とは別途に社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーションが作成した料金表に記載いたします。
 - ② 利用者等への利用料金の変更は、契約書の第8条に準じて通知と承諾を得るものとします。
- (2) 介護報酬以外の料金が発生する場合は、契約書の第7条（利用料金）第3項に準じます。
- (3) 第3条のサービス提供地域を超えてのサービス提供を行う交通費については、サービス提供地域を越える地点からサービス提供場所までの交通費（1 kmにつき 50 円）を徴収します。その場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとします。
- (4) 利用料金の請求は、利用料金の請求は、月単位で行います。

9. 利用料金の変更

利用料金の変更については、契約書に示したものをご参照下さい。対応については、契約書に準じます。

10. 介護保険法の改正による事業内容及び利用料金等の準拠

国が定める介護（介護予防）給付費（介護報酬）改定があった場合に訪問リハビリテーションの料金体系及び利用料金は、国が定める介護（介護予防）給付費（介護報酬）に準拠するものとします

11. 緊急時の対応

当事業者におけるサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

※ 別紙の「利用者の主な連絡先」をご確認頂きまして必要事項のご記入をお願いいたします。

12. リハビリテーション計画の作成・変更

- (1) 事業者は、医師の指示に基づき、利用者の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画書を作成します。
- (2) リハビリテーション計画書には、訪問リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的な訪問リハビリテーション内容等を記載します。
- (3) 事業者は、リハビリテーション計画を作成または変更した場合に利用者及びその家族に対し説明を行ってそれについての同意を得るものとします。

- (4) リハビリテーション計画書は、居宅サービス計画書及び介護予防サービス支援計画表に沿って作成します。
- (5) 事業者は、以下の号いずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的に従って訪問リハビリテーション計画の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況等の変化により、当該の訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合。
 - ② 利用者及びその家族等が訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合。
- (6) 事業者は、前項に定める訪問リハビリテーション計画の変更を行う際は、利用者及びその家族に対し説明してそれについての同意を得るものとします。

13. 記録

- (1) 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成して、その記録を利用終了後5年間保管します。
- (2) 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧及び謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえでこれに応じます。
- (3) 保証人が第13条の第1項の記録の閲覧及び謄写を求めたときは、事業者がその理由や事情を確認して正当であると認める場合に限って閲覧及び謄写に必要な実費を徴収のうえでこれに応じます。但し、利用者が、保証人に対する閲覧及び謄写を認めない場合や利用者にも不利益が生じる可能性が認められる場合は、閲覧及び謄写に応じないものとします。
- (4) 前項は、事業者が保証人に対して連帯保証債務の履行のため必要とするものと判断した場合は適用されません。
- (5) 事業者は、利用者及び保証人以外の親族が第13条の第1項の記録の閲覧及び謄写を求めたときに利用者の承諾がある場合に限っては閲覧及び謄写に必要な実費を徴収のうえでこれに応じます。但し、利用者にも不利益が生じる可能性が認められる場合は、閲覧及び謄写に応じないものとします。

14. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 日浦会
設立	平成3年7月
所在地	長崎県長崎市上黒崎町2201番地3
代表者	理事長 日浦剛
連絡先	TEL：0959-25-0001 FAX：0959-25-0717

15. 重要事項説明書の内容の理解とその同意

社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 重要事項説明書の内容の理解と同意が得られたことを証するご署名等の必要事項のご記入は、別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」にお願い致します。

16. 高齢者権利擁護についての項目

- (1) 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ 訪問リハビリテーションでは、いかなる場合も（身体拘束を含む）虐待やハラスメントを防止し、それに付随する事柄を排除することとします。
- (2) いかなる場合も人権を尊重し虐待及び身体拘束等の虐待に付随する事柄を排除する行動をとります。
- (3) 人権を尊重し虐待及び身体拘束等の虐待に付随する事柄を排除するために虐待防止に関わる学習を常態的に行うこととします。

17. ハラスメントに係る項目

- (1) 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ 訪問リハビリテーションでは、いかなる場合も法令を遵守し、社会通念から逸脱しない行動をとることとします。
- (2) 法令を遵守し、社会通念から逸脱しないハラスメント防止を目的とした学習を常態的に行うようにしています。

18. 認知症に係る項目

- (1) 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ 訪問リハビリテーションでは、認知症への理解を深め、認知症を有するご利用者やそのご家族に対して適切な対応を可能とする行動をすることとします。
- (2) 認知症への理解を深め、認知症を有するご利用者やそのご家族に対して適切な対応をするために常態的に学習を行うようにしています。

19. 災害時事業継続に係る項目

- (1) 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ 訪問リハビリテーションでは、感染症拡大及び自然災害、その他の災害や事故発生時に適切な対応を行うことや事業の継続及び中止、中断、再開の基準を定めた「災害時事業継続計画」を作成して災害時は、それを基準とした行動をとることとします。
- (2) 災害時事業継続計画は、適宜に改定し適切な災害対応水準を保つこととします。
- (3) 災害対応中に災害時事業継続計画に含まれない事柄に接した場合は、安全を優先した行動をとることとします。

**社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション 個人情報の使用についての同意書**

1. 同意書の目的

社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション（以下、事業者とします）の秘密保持についての基本的な考えや個人情報の取り扱いに対して法を遵守することを示して事業者が提供するサービス（以下、サービスとします）の利用者及びそのご家族（以下、利用者等とします）にそれらのご理解を得ることで安心してサービスを受けて頂けるようにすることを目的とします。また、利用者等の個人情報を事業者の秘密保持についての基本的な考えや個人情報の取り扱いに対して取り組みへのご理解が得られたうえでの使用であることを証明する目的があります。

2. 事業者の秘密保持についての基本的な考え

- (1) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報を契約中及び契約終了後も第三者に漏洩させないように取り扱います。
- (2) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報の使用は必要最低限と致します。
- (3) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報の管理を適切に行います。
- (4) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについては経過を記録しておき請求があれば開示を致します。

3. 個人情報の使用目的

- (1) サービスを円滑かつ適切におこなうことを目的とします。
- (2) サービスに伴うリハビリテーション実施計画の作成や介護サービス等に関わるの担当者会議での情報共有を行うことを目的とします。
- (3) サービスに伴う医療機関や他のサービス事業者等、関係機関との間で必要な情報交換を行うことを目的とします。
- (4) 緊急時に対応することを目的とします。

4. 個人情報の使用期間

- (1) 訪問リハビリテーションの契約期間

5. 使用条件

- (1) 事業者が利用者等に個人情報の取り扱いについて説明を行いましてご理解を得られた後にその使用に対する同意を証明する当同意書に利用者等のご署名及び捺印を得てから使用します。
- (2) 3. の使用目的以外の使用は行わない。

6. 個人情報の使用の内容の理解とその同意

社会福祉法人日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーションと同意が得られたことを証するご署名等の必要事項のご記入は、「社会福祉法人日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」にお願い致します。

社会福祉法人日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション利用料金表（令和6年4月1日改定・令和6年6月1日施行）

介護					
費目	単位	料金	算定頻度	説明	
訪問リハビリテーション費	308	313円	毎回	訪問リハビリの基本料です。利用回数に応じて算定します。1回のご利用（リハビリ）時間は、20分です。	
リハビリテーションマネジメント加算	Aイ	180	183円	月に1回	計画的なリハビリを管理して行う場合に算定します。月に一回の算定です。
	Aロ	213	217円	月に1回	上記に加えて厚生労働省が指定するリハビリの情報の送信とその情報をを基にしたデータのリハビリへの活用で算定します。月に一回の算定です。
リハビリテーションマネジメント加算 (医師がリハビリ計画書を説明した場合)	270	275円	月に1回	リハビリ計画書を医師がご利用者に説明した場合にリハビリテーションマネジメント加算Aイ又はAロに加えて算定します。月に一回の算定です。	

予防介護				
費目	単位	料金	算定頻度	説明
予防介護訪問リハビリテーション費	298	307円	毎回	予防介護訪問リハビリの基本料です。利用回数に応じて算定します。1回のご利用（リハビリ）時間は、20分です。

予防介護 介護 共通				
費目	単位	料金	算定頻度	説明
口腔連携強化加算	50	51円	月に1回	訪問診療の実績のある歯科医と協力してご利用者の口腔内の状態を管理した場合に算定します。月に1回の算定です。
退院時共同指導加算	600	612円	ご利用の初回のみ	ご利用者の退院後の介護支援について退院前から関わりを持った場合に算定します。一定の条件下で訪問リハビリのご利用初回に1回だけ算定します。
①認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	244円	ご利用日ごと	退院（退所）日から3ヶ月間だけ医師から認知症と診断されたご利用者に対して集中的に認知症のリハビリを行った場合に算定します。週に2日を限度としてご利用日ごとに算定します。②との同時算定は出来ません
②リハビリテーション短期集中実施加算	200	204円	ご利用日ごと	退院（退所）日から3ヶ月間だけ集中的に週に2日以上訪問リハビリを行った場合に算定します。利用日ごとに算定します。①との同時算定は出来ません。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	7円	毎回	訪問リハビリのスタッフが、7年以上の経験を持つ場合に算定します。ご利用回数ごとに算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	3円	毎回	訪問リハビリのスタッフが、3年以上の経験を持つ場合に算定します。ご利用回数ごとに算定します。

・利用者負担金額（1割）の算出方法と2割・3割負担についての説明（※長崎市（地域区分：7級地）の場合）

① 1ヶ月のサービス利用単位合計 × 地域単価（10.17円） = □□円（1円未満切り捨て）

② □□円 - (□□円 × 0.9 (1円未満切り捨て)) = ○○円（利用者負担金額）

※ 利用金額の算出は、暦月単位で行います（実際の請求額は、ご利用日数及びご利用時間20分を1単位とした利用単位から算出します。その算出した額の小数点以下の端数の処理により前出の計算方法での算出額と異なる場合があります）。

※ 利用者負担の割合が、2割の方は、1割の方に対して2倍の利用者負担額となります。3割負担の方は、3倍になります。